

本方針は、いじめ対策推進法及び国のいじめ防止等のための基本的な方針、新潟県いじめ等の対策に関する条例及び県はいじめ防止基本方針、胎内市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、「胎内市立黒川中学校いじめ防止基本方針」として策定する。

いじめの防止等の対策に関する黒川中学校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対処する。

<いじめの定義> (いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ類似行為の定義> (新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条の2)

(上記の行為であって) 当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。



いじめの防止等の対策に関する黒川中学校の基本方針

いじめの防止について

- ◎ 授業づくりを学校づくりの中核とし、「主体的に思考し、粘り強く学び続ける」学習集団、「将来に夢や希望をもち、人の役に立とうとする」生活集団を育てる取組を推進します。
- ◎ 生徒指導提要や各種資料等に基づく指導やソーシャルスキルトレーニングなどの活動を適宜行い、生徒の社会性を育むための実践を継続して行います。
- ◎ 生徒主体のいじめ見逃しゼロスクール集会の開催や、インターネットやSNSによる情報の特性等の理解を通じて、他者を思いやる気持ちや規範意識を育てます。
- ◎ 保護者、地域、関係機関等との協力体制を一層強化し、いじめを生まない学校づくりを進めます。



いじめの早期発見・いじめへの対処について

- ◎ いじめアンケート（年8回）、教育相談週間（年2回）、心理(Q-U)テスト、情報交換会等を通して、いじめの早期発見・解決を図ります。
- ◎ 外見的に遊びやけんかに見える行為や休みがちな生徒に対して、見えないところで被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ発見に努めます。
- ◎ いじめを認知したら、特定の職員が問題を抱え込まず、学校がいじめへの対応が組織として一貫したものとなるよう、管理職の加わった校内対策組織により、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図り、保護者とも連携して解決に向けて生徒への指導を行います。また、その記録を適切に保存します。
- ◎ いじめを受けた生徒に対し丁寧な聞き取りを行い、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアを行います。また、いじめを行った生徒の抱える問題にも寄り添い解決を図ります。

重大事態への対応について

- ◎ 重大事態が発生した場合、速やかにその概要を教育委員会へ報告します。
- ◎ 重大事態に係る事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に調査し、明確にする基本調査を行い、その結果を教育委員会に報告し、指導を受けて必要な対応を行います。

いじめの防止等に係る組織の概要

いじめ等対策委員会

報告窓口
(教頭や生徒
指導主事)

生徒指導部

取組の中心となる主な教職員
(管理職、生徒指導、学年、担任等) SC

心理・福祉等
の専門家等の
その他の職員

校長

学区いじめ防止連絡協議会 (学校運営協議会)

校長、関係教職員、PTA役員、地域役員、民生児童委員、SC等

警察・PTA・地域の関係団体・関係機関等

<参考様式>に基づく学校いじめ防止基本方針の改定について

<参考様式>は市いじめ防止基本方針の改定を反映した内容になっています。下記の点に留意して自校化を図ってください。

1 赤字部分を自校化する。

- ○○となっている部分や赤字となっている部分を、自校名にしたり、自校の教育方針等に基づいて自校化したりする。（赤字の部分はあくまで例示です。自校の教育方針等が反映されるよう必ず自校化してください。）
- 特に、左下の「学校いじめ対策組織」については、資料3「いじめのない学校づくり3」のP.10～13等を参考に即時に組織的な対応ができる校内体制を構成して明示ください。

2 余白を活用して、写真やイラストを入れるなど工夫してください。

- 少ない余白ですが、自校のいじめ防止の取組等が伝わるような工夫をお願いします。

3 上記の作業が終わったら ↓赤字 の枠や赤の下線を削除し、赤字の部分を黒字に直す。

- 改定版を起案し、校長の決裁を受けたものを学校教育課担当まで提出する。

提出期限 令和4年2月28日（月）

提出方法 学校教育課担当（槇田）にメールに添付して提出

メールアドレス makita.hiroyuki@tainai.ed.jp

4 職員への周知、保護者との共有等の取組をお願いします。

- 赤い下線部分は、市いじめ防止基本方針の改定を受け、共通に改定する部分です。改定された趣旨や内容等について、職員研修等での職員への周知をお願いします。
- また、改定された学校基本方針が職員及び保護者に周知、共有されるよう職員会議等での確認やPTA総会等での説明、ホームページへの掲載等の取組をお願いします。